

平成 28 年度第 3 回古河市景観審議会議事録

平成 29 年 3 月 23 日

古河市 都市建設部 都市局 都市計画課



## 平成28年度第3回古河市景観審議会議事録

1 日 時 平成29年3月23日（木）

現地審査 午前9時00分から午前11時30分

最終審査 午前11時30分から午後1時

2 場 所 古河市役所 総和庁舎 第1庁舎 3階 特別会議室

3 出席者 (委員)

松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、鷲尾政市委員、小山幸子委員  
(事務局)

児矢野都市局長、成瀬都市局参事、高橋都市計画課長、塙原都市計画課係長、  
高松都市計画課主幹、山口都市計画課主事

4 議 事

・古景諮問第2号 第1回古河市景観賞の審査について

5 その他の連絡事項

6 会議経過 次項以降のとおり

(現地審査後) 午前11時30分開会

【司会】みなさま、現地審査お疲れさまでした。ただ今より平成28年度第3回古河市景観審議会を開会いたします。ご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。本日司会を務めさせていただく都市計画課の塚原と申します。よろしくお願ひします。審議に入る前に配付資料の確認をお願いします。

～ 配付資料の確認 ～

本日、審議会委員5名全員が出席しています。古河市景観条例施行規則第23条第3項の規定どおり、半数以上の出席がございますので審議会は成立していることを、ご報告いたします。

続きまして、都市局長の児矢野よりご挨拶申し上げます。

【都市局長】みなさまお疲れさまでした。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

～ 都市局長挨拶 ～

【司会】続きまして、松本会長よりご挨拶をお願いします。

～ 会長挨拶 ～

【司会】続きまして、諮問書の交付です。古河市景観条例第26条第2項により、審議会は、市長の諮問に応じ、審議し、その結果を市長に答申することとなっております。諮問書を局長より松本会長にお渡しいたします。

～ 諮問書手交 ～

会長にお渡しました諮問書の写しを、委員の皆様にお配りします。

～ 諒問書の写しを交付 ～

なお、現地審査の採点表を集計しておりますので、もう少々お待ちください。

～ 現地審査 採点表の集計 ～

お待たせしました。これ以降の進行につきましては、古河市景観条例施行規則第23条第2項の規定により「会議の議長は、会長をもって充(あ)てる」と定められておりまので、松本会長に進行をお願いします。

【松本会長】まず、議事録署名人ですが、2名となりまして、私ともう1名は、E委員を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

続いて、議事の古景諮問第2号 第1回古河市景観賞の審査についてです。進め方についてですが、第1回目の考え方・水準が次回以降の景観賞に影響すると思いますので、ま

ず、みなさまに全体を通じてご意見があれば、お聞きしたいと思います。その上で、順に議論をしたいと思います。合計点が 20 点以上であれば、景観賞の受賞候補とすると、景観賞審査要項に書いてありますが、議論をした上で、採点を見直したいということであれば、変更をお願いします。景観審議会委員が選考委員になっておりますが、市のご意見も聞きながら、裁量の範囲で評価を修正していただきて、受賞候補を決めるのがよろしいかと考えています。

また、終了時間は午後 12 時 30 分くらいになってしまふかもしれません、ご容赦ください。

それでは、全体的なご意見について、どなたかお願ひします。

【E 委員】書類だけでは判断できない部分が大きかったです。書類では、まちなみ景観全体としてイメージできなかったので、現地審査で周りの状況を見た上で、点数が上がったところ、下がったところがあります。私は、単体ではなく、群として評価したいと思っています。まわりの景観をベースとして、その中で応募のあったものが、どういう存在なのかという見方をしました。ただ、古河らしさというものが、委員同士でも評価が分かれるところだと思いますし、わからなかつたので、市でもお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

【事務局】旧古河、旧総和、旧三和で合併していますので、各地域によって違いますが、旧古河では、城下町としての歴史的なまちなみ、また、旧三和では諸川が宿場町であったことから、そういったイメージなのかと思います。旧総和については、偏在的に新興住宅地があるという特色を感じます。

【松本会長】では、他の委員さんよりお願ひします。

【D 委員】現地審査でどういうところに応募のあったものがあるのか見られたことは良かったと感じました。景観は見られるということを意識していることが評価につながると思いますので、どう見られているか、どう見えるのかということを判断基準にしました。

また、古河らしさについては、歴史からなのか、自然からなのかという見方があると思います。歴史で言えば、城下町や宿場町としての顔があつたり、田園風景が自然的な景観としてあつたりしますので、難しいのですが、そういったものを積み上げて景観賞であがってくれれば、古河らしさが見えてくるのではないかと思いました。

それから、応募作品が少ないということが、気になります。どうやつたら応募が増えるのかが重要だと思いますので、それを踏まえて第2回、第3回を実施されたらよろしいと

思います。

【A 委員】現地を見たことは良かったです。ものによっては、単体ではなく全体としたほうが評価としてはよかつたかなと思うものもありました。

【B 委員】景観賞を通じて景観に対する関心がもっと高まつたらいいと思います。また、写真と違い、現地審査ではきれいで素晴らしい感じるものがありました。

【C 委員】私も現地審査をしないと正確に評価できないなと思いました。私が大切にしたい価値観は2つあります。1つは、学術的・専門的な見地よりは市民が景観まちづくりに対して力を発揮できたり、頑張ろうという気持ちになるような景観賞にするべきなのだろうと思いました。では、何でもいいかというとそうではなくて、「一定の水準」というか、市民が受賞に納得をしてもらえるクオリティを確保しないといけないのかなと思いました。その2つのバランスが重要だと感じ、現地審査を踏まえて評価を見直しました。

【松本会長】それでは、5人の委員の意見に対して、市のほうからこういう視点で考えてほしいとか、お考えがあればお願ひします。

【事務局】建物でも活動でも、住民一人一人の小さな頑張りを大事にしたいという考えはあります。

【松本会長】その他よろしいですか。それでは、現地審査後の審査表がお手元にありますので、順に審議したいと思います。No.1～4が現地審査したもの、No.5からは活動部門です。

まず、No.1の一文字小瓦葺飴子板塀です。個人の住宅の塀です。結論から言うと、基準となる20点に対して、17点となっています。これに対してご意見いただけますでしょうか。

【D 委員】景観として見たときにバランスが大切だと思います。周辺は住宅街でした。板塀をみたときに、スケール的には板塀の部分が少ないということと、道路際の板塀を含めた門と車庫のバランスに少し疑問があり、このような評価になりました。ご高齢の方が施行者といっしょに考えたことは評価に値すると思いますので、もし、落選してもコメントを載せるのであれば、そのあたりは大切にしてあげたいと思います。

【松本会長】他にご意見があればお願ひします。

【E 委員】シンボルとなるのかどうかはわからないので、評価できないところですが、資料を拝見した中で持った印象よりもこぢんまりとしていました。離れてみると、建屋をうまく隠しているのですね。こういうバランスもあるのだなと思い、現地審査で点数をあげました。ただ、及第点の4点まではいかないという評価です。

【A 委員】現地で周辺との調和等も見させていただきました。ご高齢の方がいきがいとしてされていることは大事にしたいのですが、景観賞としては物足りなさを感じました。

【B 委員】思ったよりも小さかったです。

【C 委員】住宅なので、個人の方が頑張るのはあの程度が精一杯だろうということで、私は見ました。個人の方が小さいのですが、一生懸命つくって古河のことを想って応募したという心意気を評価しました。

【松本会長】全体としては17点で3点足りないのですが、市から何かコメントがあればお願いします。

【事務局】C委員のおっしゃったとおり、個人でできるものとしてはあれが精一杯だと思いますし、賞を与えて、ああいったものがいいよねと広がっていけば、今後の景観まちづくりにつながっていくと思います。

【松本会長】景観賞まではいかなくても景観努力賞といった形で評価するなど、仕組みがあればいいのですが、審査要項で景観賞と決まっていますので、この場で考えるのは難しいですね。

【D 委員】第1回として、あれをどういう基準で評価するのか、試されている感じがします。気持ちを救い上げることは大切です。賞をとれなくとも、こういう取組みを評価しますと、どこかで公表する機会があればいいなと思います。

【松本会長】今回は要綱がありますので、受賞候補か否かの択一になります。選ばれなかったとしても、公表の場でフォローは可能な範囲でできると思いますが、評価としては受賞候補ではない、ということですね。

【D 委員】評価としてはそうですね。これを評価すると、ハードルが下がって、庶民的ないい賞になる可能性も感じます。ただし、第1回目で評価するクオリティとしてはどうかということは疑問があります。

【C 委員】私もその点は気になっています。古河は文化水準なり町の質が高いと思っています。ですので、ハードルは下げてはいけないとも思います。

【松本会長】客観的な数字で示されたので、私が誘導するつもりはありませんが、少し議論しておきたいという気持ちと市の考えを聞いた上でどうかとも思ったところです。とりあえず、景観賞受賞候補とはしないという仮の結論にさせていただいてよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

【松本会長】 続いて、No.2 の古河第一小学校赤門です。35点とかなり高い点数ですので、受賞候補となります。コメントしたい方がいればお願ひします。

【D 委員】 所有者が古河市ですが、受賞者はどなたになりますか。

【事務局】 古河第一小学校が受賞者になります。

【松本会長】 賞を贈る人は古河市長ですか。

【事務局】 そうです。市長から校長先生へと考えています。

【松本会長】 学校名で贈るということですか。

【事務局】 そうですね。

【D 委員】 所有者でなくして、応募者が受賞ということも考えられるということですか。他薦の場合は。

【事務局】 基本的には所有者になります。所有ということですと、厳密に言えば、市長から教育長などへ贈るという形になるかもしれません、教育長では範囲が広いので、学校へと考えています。

【C 委員】 学校のほうがいいですね。

【D 委員】 それが個人まで同じ土俵になっているので、個人は個人で区別して原則は所有者ですね。

【松本会長】 その他ご意見があればお願ひします。

【C 委員】 私は、門というより学校全体で出してもらったほうがいいのかなとも思いました。

【D 委員】 全体で出されたほうがよろしいのではないかとアドバイスができる機会があればいいですね。

【松本会長】 これについては、35点と及第点に達していますので、受賞候補として仮の結論をつけさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

【松本会長】 では、平成古河城です。どなたからでもコメントをお願いします。

【D 委員】 コメントに書かせてもらったのですが、愛郷精神は感じられました。そこは評価しています。個人のことだけで手一杯なのに、私財を投じて自ら古河の歴史的価値のあるものをつくるという思いと熱意は評価されるべきですし、今後のまちづくり賞にとってもこういう方が地道に活動されているのは知らされていいと思います。ただし、平成古河城と称して古河城を模した建物をつくるということについて、文化的にきちんとしているものかどうかということを踏まえた上で考えたときに、この建物を景観賞というくくりで

評価していいのだろうかという違和感がありました。建物としてまちなみ建築部門にそぐわない可能性もあるのではないか、他の評価軸として評価するべきなのではないかと思い、評価なしとしました。

【松本会長】わかりました。他の委員さん、もしコメントがあれば一言ずつお願ひします。

【E 委員】書類審査では 2 点つけ、現地審査で 1 点にさせてもらいました。私も古河城への思いということで 1 点つけさせてもらいました。周辺の環境と群として見たときに、平成古河城と隣の建物とのバランスに違和感があったので、評価なしとさせていただきました。

【A 委員】心意気はわかりますが、景観賞の対象としては違和感がありましたので点を下げています。

【B 委員】思い入れがある割には大切にされている感じがしなかったです。

【C 委員】写真では、愛着と誇りがあるのかなと思いましたが、現地を見ましたら、メンテナンスがされておらず、両側の建物とのバランスですとか、建物そのものの質、デザイン、歴史的な忠実性などをあまり感じなかつたので、評価を下げました。

【松本会長】そうしますと、結論から言いますと、この点数ですので、受賞候補にはならないということで、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

【松本会長】次に No.4 個人邸の板塀です。ご意見おねがいします。

【D 委員】私は住宅関係者なのでどうかと思ったのですが、一人だけ 0 点だとまずいので、この点数をつけさせていただきました。

【松本会長】確認ですが、D 委員はこの案件直接係わっておられるのですか。

【D 委員】板塀には係わっていないのですが、住宅の設計と確認申請はしています。

【松本会長】今後、委員が案件に係わった場合について、いかがしましょうか。一般的には、除席という扱いにして、その審査だけは除外し、基準点は 20 点から 16 点になるかと思います。後で、事務局はそのあたりを整理していただければよろしいかと思います。

【事務局】わかりました。

【松本会長】他にコメントがあればお願ひします。

【E 委員】車庫などの素材との一体感ですか、高さなどのバランスが良かったので、このような点をつけさせていただきました。

【C 委員】私も大変いいものだと思いました。

【松本会長】では、35 点ということで、受賞候補としてよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

【松本会長】続きまして、活動部門のNo.5 クリーンクラブです。違反広告物を自主的に撤去している団体ですが、何かご意見ありますでしょうか。

【D 委員】決して楽しくない活動ですよね。人がつけたものを取っていく活動は、とても大変で嫌になると思うのですが、そういうことを地道に地域で続けておられることに、スポットをあててあげるということはいいことです。やっていない地域全体にも関係することですから、他の地域にそういう方々がいると少しでも知ってもらうためにも表彰することは有効だと思います。

【C 委員】私は、とても評価はしていますが、一つ残念なのは、景観賞にふさわしい写真で応募してもらいたかったなと思いました。みんなで活動していて背景がきれいであればよかったですなと思います。いずれ、市で受賞団体を紹介するパンフレットなどをつくるときに、この写真では興ざめになってしまわないかなと心配です。

【D 委員】この写真ですが、撤去前の写真があったとしたら、広告物を置いた会社なり人なりが特定されますよね。そういうことにも配慮が必要ではないかなと思います。

【C 委員】不動産の建売りで〇〇建設とか入ってしまっていたら、そこだけ黒塗りするとかですね。

【松本会長】では、32点ということで、受賞候補でよろしいでしょうか。

～異議なし～

【松本会長】続いて、No.6 古河史楽会です。これはD 委員とB 委員でかなり評価に開きがありますね。

【B 委員】私は少し評価の角度が違っていたのかもしれません、古河の歴史を知つてもらうために、いろいろ活動されているのかなと思いました。

【松本会長】修正があれば、議論の中で修正していただいても構いませんので、よろしくお願いします。もちろん、そのままの評価でも構いません。

【D 委員】古河の歴史を知らせるという活動は素晴らしい、鎧を着て積極的にイベントに参加していく、ユニークな団体だと見させていただきました。渡良瀬改修工事の図面について、新発見ということが大々的に新聞などでも報道されていますが、本当に新発見なのかどうなのか、確認しておかないといけないのかなと思っています。昔から専門家には知られていたということはないでしょうか。A 委員このあたりいかがですか。

【A 委員】利根川上流河川事務所の書類を新発見という表現が適切かどうかという問題はあ

りますが、事務所のほうでずっと置きっぱなしであったものを、頼み込んで探し当てたということでしょう。そういう図面があるということはわかっていたと思いますが、図面を引き出したという点は非常に粘り強くやったのかなと思います。

堤防上に古河城跡の説明板を設置したということに関しては、従来、市民からも「何も表示がない」と指摘されていましたし、教育委員会によって木製の表示だけがされている状況でした。一般に堤防には何も設置できないという先入観がありましたが、国土交通省にもいろいろ働きかけて、予算化されて、やっとパネル設置ができたと聞いています。そうした意味で、なかなか行政ができなかつたことを民間の団体の若い人たちが活動して、そこまでたどり着いたのかなということで、評価したいと思っています。

【松本会長】確認ですが、活動部門ですので、表彰するのは団体ですよね。申請用紙をみると、古河史楽会とか、古河城を知つてもらおうプロジェクトとか、古河城本丸跡説明板設置プロジェクトとか、3つ書かれていますが、団体としては一番上の古河史楽会ですか。

【事務局】そうですね。古河史楽会としてこういった内容の活動をしていましたということです。

【松本会長】どういう活動に対して賞を与えるのかという対象については、どうでしょうか。鎧を着てイベントに参加するのは、文化活動であって、どういう景観活動に対して表彰するのか、明らかにしてあげないと不安定ですね。

【事務局】景観とどう結びつくのかという点は確かにおっしゃるとおりですが、堤防の上にパネルを置いたということは今までなかなかできなかつたことですので、それにより昔の景観を思い起こさせるという効果があったと結びつけることはできるかなと思います。

【松本会長】それをさらに普及・啓発する活動をしているということですね。

【A 委員】写真やパネルを使って、ここに古河城があつたのだと分かるようにした活動で、かつ普及・啓発する活動を続けているということですね。

【松本会長】そういう風にとらえたので、市として賞を授与しますということになるのかかもしれませんね。

【事務局】はい。

【松本会長】では、そういう活動を対象にするとして、受賞候補としてよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

【松本会長】では、最後No.7古河を美しくする会です。これは雀神社の清掃活動ですね。コメントがあればお願ひします。

【D 委員】特定の宗教に係わる活動なのかどうかは、評価基準になるかなと思いましたので、コメントに載せました。

【C 委員】古河を美しくする会は市民で幅広くやられている活動という理解でよろしいのでしょうか。しかし、参加者は8名なのですね。

【D 委員】できたのは平成26年9月で、まだ新しい団体ですね。雀神社を清掃することを目的につくられたのが、この古河を美しくする会ですか。

【A 委員】とりあえずの対象が雀神社ではないでしょうか。

【事務局】活動されている方は、もともと一般的なまちづくりなどにも熱心な方あります。

【松本会長】政治的中立性を害する恐れがあるということで、市が困ってしまうかもしれないでの、その心配がないようであればいいのですが。

【事務局】それはあまりないですね。

【D 委員】神社の氏子と会の関係を予め見ておいたほうがいいのかなと思いました。

【松本会長】そこは市で事務的な確認をしていただいて、特に問題がないようでしたら、及第点ですので、受賞候補としたいのですが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

【松本会長】そうしますと、No.1～No.7まで終わりました。No.1とNo.3が受賞候補にならず、まちなみ建築部門はNo.2、No.4、まちづくり活動部門は全て受賞候補ということで、合計5件を景観賞受賞候補と市に答申をするということになります。No.1については、D委員から、落ちても何かフォローアップできませんか、というご意見があったので、議論できればと思いますが、何かありますか。

【事務局】ホームページにこういうものが景観賞になりましたと載せるとともに、残念ながらという形で何らかのフォローはできると思います。

【松本会長】せっかく汗水流して応募したのに、何で落ちるのだと、モチベーションが下がってしまってはいけません。フォローのやり方としてよくあるのは、講評や選評と題して、選考委員長が代表してコメントを出すか、あるいは各委員が200字くらいでコメントをだすという方法があります。あるいは今日の議事録を踏まえて、行政がこういう審査でしたので、という先ほどの2件に対して頑張ってくださいと、コメントするとかが一般的

ですね。

【E 委員】相対的に評価した場合どうかというと、No.1については、できれば引き上げてあげたいというものです。

No.6、No.7については、まちづくり活動につなげていくための取組みが見えません。そこがどうなのかなという気持ちはあります。要するに、古河史楽会については、まちおこしの活動だとしても、活動はしているけれども、どういう形にもっていきたいのかが見えません。雀神社の件については、どの程度の頻度で行っているのかがわかりませんし、どこにつなげていくのかもわかりません。単純に雀神社をきれいにしたいだけなのか、というところが見えませんので、補足があれば伺いたいですし、それを相対的に見たときにどのように評価するのか決めておかないといけないのかなと思います。

【松本会長】No.6、No.7については受賞候補にはなっていますけど、フォローが必要ですよということですね。受賞者にも伝えておく必要があると。

1番については、もう少し評価点を見直したほうがいいかということでしょうか。

【E 委員】そういうことではありません。

【松本会長】わかりました。丁寧に一つ一つコメントを出してあげるということですかね。

【事務局】受賞候補か否かに係わらずということですね。

【松本会長】No.1はこうでした、No.2はこうでした、というように1件につき3～4行でコメントする形ですね。

【E 委員】今後景観を良くしていこうという活動を支援していかないといけないのですが、そのために景観賞があるとすれば、どういう仕組みがあればできるのかということに踏み込んであげないと伸びていかないと思います。また、先ほど申し上げたとおり、どういうまちづくり活動につなげていきたいのか、それとも単純な活動なのか、仕分けをしないと同様な案件が出てきたときに、評価は合格ですが、あまりよくわからないまま合格点が出てしまうケースが増えてしまうと思いますので、そこだけ留意していただければと思います。

【松本会長】答申としましては、繰り返しになりますが、番号で言いますと、No.2、No.4、No.5、No.6、No.7、以上5件を景観賞の受賞候補としたいと思います。最終的には市で手続きをとりますので、審議会ではあくまでも受賞候補ですが、No.1、No.3を除く5件を候補ということで答申しますが、ご異議ありませんでしょうか。

～ 異議なし ～

ただ、応募された方への結果の通知や景観まちづくりへのモチベーションの維持とか、そういうものがありますので、7件全てにコメントを出していただきたい。コメントは議論の記録を踏まえて、市で出していただくほうがいいのかなと思います。委員長名や審査会として出す方法もありますが。どちらがよろしいでしょうか。

【事務局】こちらで素案をつくりまして、会長や各委員さんへメールなどで確認していただいて、最終的に案を確認していただくようなかたちでもよろしいですか。

【C 委員】私はいいと思いますが、よろしいですか。

～ 異議なし ～

【松本会長】では、そういうことでお願いします。審査の状況をできるだけ公開して、応募していただいた方にもご理解いただき努力をしましょうということで共有しましょう。そういうことで景観審議会として答申をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、進行を市のほうへお返しします。

【司会】松本会長には議事の進行ありがとうございました。委員の皆様方も慎重な審議をいただきありがとうございました。それでは、これで平成28年度第3回古河市景観審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後1時閉会